

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第29号

高知県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

高知県狂犬病予防法施行細則（昭和25年高知県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「戸籍抄本」を「住所、氏名及び生年月日が記載された公的機関が発行する書類又はその写し」に、「2枚及び」を「2枚並びに」に改める。

第8条中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正前の高知県狂犬病予防法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県狂犬病予防法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。